

添付法令資料 3 :

ロシア連邦法令ニュースレター
～不動産と動産の区別に関するロシア連邦最高裁判所の決定～

ロシア連邦最高裁判所は、2019年7月12日付決定（事件番号 N 307-ЭС19-5241、A05-879/2018）において、工場に設置された生産機械が不動産、動産のいずれに該当するかが争われた事件について重要な判断を示した。

事案の概要は、次のとおりである。すなわち、ある会社が工場建物を建設し、同建物内に各種機械からなる生産ラインを設置した。これらの機械が不動産に該当するとすれば、建物とともに財産税の課税対象に含まれることとなる。税務当局は、工場建物及び生産ラインを構成する機械は、同一の用途に使用される不可分一体のものであり（下記ロシア民法典第134条参照）、1個の物（複合体）として不動産に該当すると判断し、両者を課税対象とした。所有者である会社は、この判断を争い、生産ラインを構成する機械は動産に該当すると主張した。

ロシア連邦民法典第130条は、次のとおり不動産と動産を区別している。

- ・ 「不動産」とは、土地区画及び地下資源区画、並びに土地に固定され、その効用を不相当に害することなく移動することが不可能な客体(建物、建造物、建設中の施設等)をいう。
- ・ 不動産でない物は、動産である。

また、同民法典第134条は、共通の用途に使用される複数の物からなる複合体を取引の対象とした場合には、別段の定めがない限り、取引の効果は同複合体に含まれるすべての物に及ぶ旨を規定している。

この事案について、第一審、第二審及び第三審は、税務当局の判断を支持したが、ロシア連邦最高裁判所は、これを覆し、事件を第一審裁判所に差し戻した。

その主たる理由は、次のとおりである。すなわち、第1に、ロシア連邦租税法典第374条第1項は、不動産と動産を区別するに際しては、会計原則を考慮しなければならないことを定めているところ、同原則によれば、当該機械は動産として処理されるべきものであること、第2に、上記民法典の各規定に照らし、機械が建物の基礎に取り付けられているからとあって、そのことのみによって、それが不動産となるものではないと解されることである。

以上

ジュロフ・ロマン
zhurov.roman@uryuitoga.com